（職員）

第八十条　（略）

2・3　（略）

4　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5・6　（略）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条　（略）

一～三　（略）

四　学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五～八　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	第十七条の十一第一項
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	第四十七条の二第六項
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	第五十八条第一項並びに第五十九条第三号及び第四号（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百四十四条の二第一項第二号から第四号までに掲げるものの備付けに限る。）
（略）	（略）

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	第十七条の十一第一項
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	第五十九条（第四号に規定する書類のうち航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百四十四条の二第一項第二号から第四号までに掲げるものの備付けに限る。）
（略）	（略）